



令和5年11月20日～ タイ向け生果実の輸出ルールが変わります！

*りんご、なし、もも、さくらんぼ、かき、杓イフルーツ、いちご、ぶどう、なす

変更点① 園地・こん包施設は年1回、毎年登録申請が必要になります！

園地・こん包施設の登録申請は、毎年、県を通じて植物防疫所へ提出する必要があります。
各県における手続き期間を考慮して申請してください。

りんご、なし、かき、杓イフルーツ、いちご：県へ毎年申請（R6：5／1～6／7）

もも、さくらんぼ、ぶどう、なす：県へ毎年申請（R6：12／1～1／12（申請受付済））

従来は一度園地・こん包施設として登録されると、取り下げ申請がない限り登録は継続していましたが、りんご、なし、かき、杓イフルーツ、いちごは、申請翌年の7月31日、もも、さくらんぼ、ぶどう、なすは、申請翌年の2月末日が来ると登録が抹消されるため、毎年登録申請書の提出が必要になります。

変更点② 選果こん包実施報告書は植物防疫所にも提出が必要になります！

現行	令和5年11月20日～
<p>①選果こん包実施報告書を輸出者等に提出</p>	<p>①選果こん包実施報告書を輸出者等に提出 ②登録選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所（※裏面参照）に提出</p>

※仲卸業者等から植物防疫所へ選果こん包実施報告書の写しを提出することはできません。
選果こん包実施報告書は、様式を変更しないで下さい。

変更点③ 包括申請は、同一市町村内に所在する園地に限定されます！

現行（例）			令和5年11月20日～		
生産園地番号	生産園地名	生産園地の所在地	生産園地番号	生産園地名	生産園地の所在地
●▲-0001	□▽地域	◆市、○市、△村	●▲-0001	○○地域	◆市
			●▲-0002	△△地域	○市
			●▲-0003	□□地域	△村

※複数の市町村にまたがり園地登録してあった園地は、市町村別に申請してください。